

市立砺波総合病院電子カルテシステム選定公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、市立砺波総合病院（以下「病院」という。）の電子カルテシステムの更新に際し、優れた企画提案等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 選定の概要

(1) 目的

次期電子カルテシステム選定（以下「本業務」という。）

(2) 選定内容

次に掲げる事項を内容とし、その詳細については、「市立砺波総合病院電子カルテシステム選定仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

- ① 電子カルテシステム、オーダリングシステム、各部門システム等の実施設計及び構築
- ② システム稼働に必要なハードウェア（端末機、プリンタ、周辺機器等は除く。）及びソフトウェアの納入及び設置
- ③ 既存機器及び各部門システムとの連携
- ④ 既存データの移行

(3) 導入時期

令和7年度

3 プロポーザルのスケジュール

手続き	日程
実施要領等の交付・公開期間	令和7年1月6日(月)～1月17日(金)
質問書提出期間	令和7年1月6日(月)～1月10日(金)
質問への回答期限	令和7年1月15日(水)
参加申込書等の提出期間	令和7年1月6日(月)～1月17日(金)
参加資格確認審査結果の通知期限	令和7年1月24日(金)
提案書の提出期間	令和7年1月27日(月)～2月7日(金)

4 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 砺波市契約規則第17条に規定する入札参加資格者名簿に登録された者であること。

※未登録の場合は、参加表明とともに入札資格参加申請を行うこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていないこと。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの破産手続開始決定がなされていないこと。

(3) 砺波市建設工事等指名停止要領（平成22年2月15日砺波市告示第10号。以下「指名停止要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は砺波市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱第2条で定める契約排除措置を受けている者でないこと。

(6) 電子カルテシステムについて、令和2年4月以降に400床以上の病院へ導入した実績が複数あること。

(7) 令和2年4月以降に400床以上の他病院の電子カルテ等医療情報システム更新業務において、プロジェクト全体を統括する責任者として従事した経験を有する者を統括責任者として専任で従事させることができること。

5 参加資格の審査

本プロポーザルに応募する事業者は、次の書類を書面で提出し、参加資格の審査を受けること。

(1) 提出書類

① 参加表明書兼誓約書（様式第1号）

② 応募資格要件確認書（様式第2号）

③ 会社概要（様式第3号）

④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）の写し

⑤ 財務諸表（様式自由）

直近の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等

⑥ 納税証明書（市町村、税務署発行様式）

(2) 提出期限

令和7年1月17日（金）午後5時

(3) 提出先

〒939-1395 富山県砺波市新富町1番61号
市立砺波総合病院医療情報部情報システム室

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は提出期間内必着とし、書留郵便等の到達日時及び配達記録が確認できるものとする。

6 参加資格確認審査結果の通知

令和7年1月24日(金)までに書面により通知する。

7 参加資格確認審査結果後の辞退について

参加資格確認審査で参加が認められたにもかかわらず辞退する場合は、病院に対して速やかに連絡するとともに、参加辞退届（任意様式）を書面にて提出すること。

8 質問書の提出及び回答

本募集要領、仕様書等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年1月15日(水)午後5時

(2) 提出方法

提出期間内に、質問書（様式第4号）を電子メールで提出すること。その際、電子メールの件名に「プロポーザル質問書」と記載すること。

(3) 提出先

E-mail: tgh-joho@med.tonami.toyama.jp（市立砺波総合病院医療情報部
情報システム室あて）

(4) 回答方法

令和7年1月17日(金)までに、メールにて参加申込者全員に送付する。

(5) 質問が大量の場合、または質問の内容が多岐にわたる場合は、回答日が変更となることもある。その場合は、メールにて連絡する。

(6) その他

質問内容については、参加申込や企画提案等に関する質問に限り認め、審査項目に関する質問は一切受け付けない。

9 提案書等の提出

参加資格確認審査により参加が認められた事業者は、以下により提案書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限
令和7年2月7日(金)午後5時
- (2) 提出先・提出方法
上記5(3)(4)に記載の提出先・提出方法に同じ。
- (3) 提案書の作成方法及び提出部数等
「市立砺波総合病院電子カルテシステム選定提案書等作成要領」を参照すること。

10 電子カルテシステムの選定方法

最も優秀な企画を提案した事業者のシステムを導入することとし、その選定方法は以下のとおりとする。

- (1) 選定委員会
 - ① 電子カルテシステム選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会の審査によって導入システムを決定する。選定委員会は、病院で選任する選定委員が提案項目ごとに定める審査基準をもとに提案書を評価し、最も評価が高い提案を優先システム、次点の提案を次点システムとして選定する。
 - ② 選定委員会は非公開とする。
 - ③ 提案者が複数なかった場合でも選定委員会で内容を審査し、一定の審査基準を満たした場合に優先システムとして選定する。
- (2) プレゼンテーション
選定にあたりプレゼンテーションを実施する。
 - ① 日時等
令和7年2月中旬を予定。
時間や場所の詳細については、参加申込者に別途通知する。
 - ② 実施方法
 - ア 1事業者につき35分以内とし、本業務に使用する電子カルテシステムの自社製パッケージのデモ（操作説明）及び提案書に係る説明を行うものとする。
 - イ プレゼンテーション終了後に、質疑応答時間を設ける
 - ウ プレゼンテーションに使用するOA機器については、プロジェクター（ケーブルを含む）及びスクリーンは、事務局が用意するが、パソコン等必要となるものは持参すること。
- (3) 評価項目、評価基準等
総合評価点数は100点とし、評価項目、評価基準、配点等については、「電子カルテシステム選定プロポーザルに係る評価基準」のとおりとする。

(4) 選定結果の公表

選定結果は、優先システム及び次点システムが決定した後、速やかに参加者全員に文書で通知し、併せて病院ホームページで掲載する。

11 選定後の展開

優先システムに選定されたシステム導入に向けて交渉を行うものとする。なお、優先システム提案者との交渉が不調となった場合には、次点システム提案者と交渉を行うこととする。

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領の公表後、本要領に定める手続き以外の方法により、選定委員会委員に本プロポーザルに対する援助・助言等を直接又は間接に求め、審査の公正を害したとき。
- (2) 病院に提出した書類に虚偽の内容が記載されていたとき。
- (3) 基本協定の締結までに、参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 提出期限までに書類を提出しなかったとき。
- (5) その他、本要領に定める手続き、方法等を遵守していないとき。

13 その他留意事項

- (1) 本要領に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出資料は返却しない。
- (4) 提出資料は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルへの情報開示請求があった場合は、砺波市情報公開条例に基づき、開示することがある。

14 担当

〒939-1395 富山県砺波市新富町1番61号
市立砺波総合病院医療情報部情報システム室
TEL：0763-32-3320（代）
FAX：0763-33-5202
E-mail：tgh-joho@med.tonami.toyama.jp